



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	創業家支配とガバナンス [全文の要約]
Author(s)	柳田, 具孝
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(経営学)
Dissertation Number	甲第14032号
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78632
Type	doctoral thesis
File Information	Tomotaka_Yanagida_summary.pdf



学位論文の要約

博士の専攻分野の名称：現代経済経営専攻

氏名：柳田具孝

学位論文題名 創業家支配とガバナンス

株式所有ないし経営が創業者一族の影響下にあるファミリー企業が経済産業に占める割合は大きく、例えば米国 S&P の 35% をファミリー企業が占める。そのためファミリー企業がどのような経営を行い、どのような会計パフォーマンスを示しているか注目を集めている。ファミリー企業においてはガバナンスとの関係で特徴的な企業行動が見られるが、その詳細については明らかにされておらず本稿ではその内容に迫りたい。日本における非上場の中小企業の約 96% は同族企業であり、そのような中小企業とファミリー企業（上場企業）を創業家企業と定義し分析を行う。

第 1 章では問題意識を述べる。第 2 章では非上場の中小企業について財務諸表が一般に公開されていないため、定量的なアプローチではなく定性的なアプローチにて分析を行っている。具体的には平成 16 年の会社法制定に伴い中小企業向けに導入された会計参与についてその導入が進んでおらず、原因として会計参与の法的責任が明らかにされていないとしてその内容について裁判事例を用いて検討を行っている。会計参与の報酬が低いからといって報酬が高い場合と比べて責任は軽減されないという専門家としての特殊な義務があることや、従業員が行う横領行為などに対する不正発見義務は負わないものの会計参与は取締役と共同で計算書類を作成するため責任追及が認められるリスクは高まるといった検討結果が得られている。結論として会計参与である税理士は単なる計算書類や税務申告書の作成を越えた義務も負うとしている。

第 3 章～第 5 章では一般に公開されているファミリー企業（上場企業）の財務諸表等を用いて定量的なアプローチにて分析を行っている。具体的には第 3 章ではファミリー企業の経営者交代が資本市場にいかなる影響を与えるか、ファミリー企業『ファミリービジネス白書 2015 年版』より抽出した 173 事例を親族→親族、親族→非親族、非親族→親族、非親族→非親族 と四つに分類し、新聞報道日をイベント日とするイベント・スタディを用いて市場の反応を分析している。結果として親族→親族の経営者交代は市場から失望される一方、親族→非親族の場合には歓迎されることを明らかにしている。

第 4 章では所有と経営が分離した上場企業では会計ベースのパフォーマンスの落ち込みが経営者交代にリンクするとの先行研究を参考に、所有と経営が密接なファミリー企業（上場企業）でも妥当するかという問題意識からファミリー企業（上場企業）において経営者交代が発生した 173 事例を対象に会計パフォーマンスと経営者交代の関係についてロジット分析を用いて考察する。代表取締役は会社の業務に関する包括的な代表権限を有するため

(会社法 349④)、代表権を有するか否かは重要である。会計パフォーマンスの低下が代表権返上の経営者交代とリンクしていればガバナンスが機能していると言える。結果としてファミリー企業においても会計ベースのパフォーマンスの落ち込みが経営者交代にリンクするという結果を得た。これはガバナンスがある程度効率的に機能していると評価している。

第 5 章では東証 1 部・2 部に上場する企業は独立社外取締役を 2 人以上選任するか、選任しない場合にはその旨と理由を開示しなければならないとする平成 26 年コーポレート・ガバナンス・コードがどのような影響を与えたかについて、ファミリー企業の影響も考慮しながら上場企業約 4,200 事例を対象に差分の差分法を用いて分析を行っている。結果として平成 26 年コーポレート・ガバナンス・コードは社外取締役が 2 名未満だった企業において社外取締役比率を約 8.8%増加させたことを明らかにしている。第 6 章では残された課題について述べる。